

お客様各位

NISA口座の「みなし廃止」措置に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、2017年分の非課税管理勘定が設けられており、かつ、NISA口座の開設等の手続きの際にマイナンバーの届出をされておらず、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設けられていないお客様のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されることとなりました。

「みなし廃止」措置の対象となるお客様のうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望されるお客様は、本年12月29日（水）までに「非課税口座開設届出書」を提出していただく等、所要の手続きを行っていただく必要があります。

なお、2018年以降に「非課税口座開設届出書」等を提出され、2018年以降に当金庫のNISA口座のご利用手続きをされたお客様につきましては、今回の「みなし廃止」措置の対象ではありませんので、引き続きNISA口座をご利用いただけます。

【NISA口座のみなし廃止措置について】

NISA口座の開設時期等	2022年以降の利用・廃止
2017年以前に当金庫にNISA口座を開設された方で、2018年以降もNISA口座を利用して新規投資等をされている方	2022年以降も引き続きNISA口座をご利用いただけます。
2018年以降に当金庫にNISA口座を開設された方	
2017年以前にNISA口座を開設された方で、当該NISA口座に2017年分の非課税管理勘定が設定されており、かつ、NISA口座の開設等の手続きの際にマイナンバーの届出をされておらず、2018年以降はNISA口座をご利用されていない方	2022年1月1日をもってNISA口座が廃止されます。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店までお問い合わせください。

今後とも、大阪信用金庫をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。